

公益財団法人日本セーリング連盟
ODC計測委員会諸規程

51	公式計測員規程	規程	ODC 計測委員会	2006.11.25 2009.09.08
52	ISAF - IM候補者の推薦基準	基準	ODC 計測委員会	2006.05.15
53	計測委員会運営規則	規則	ODC 計測委員会	2001.11.27
54	ODC計測委員会業務処理要領	要領	ODC 計測委員会	2009.09.08

公益財団法人日本セーリング連盟

公式計測員規程

第1条(目的)

本規程は、公益財団法人日本セーリング連盟(以下、「連盟」という。)定款に基づき、連盟が連盟公認のワンデザインクラス公式計測員の認定手続等に関し定めるもので、連盟ワンデザインクラス計測委員会(以下、「ODC計測委員会」という。)が主管して、クラスルールに基づくセーリング競技の公正さを確保することを目的とする。

第2条(公式計測員の種類)

連盟は公式計測員として、次の2種類のクラス・メジャーを認定する。

1. フル・メジャー(Full Measurer)

ハル、スパー、セール等全ての装備の計測及び基本計測を行うことができ、証明書の作成、書き換え等を行うことができる。

2. メンテナンス・メジャー(Maintenance Measurer)

セールの計測及び基本計測、またクラス規則で毎年の計測が定められている装備の計測を行うことができる。

第3条(認定要件及び手続き)

連盟特別加盟団体である各クラス協会は、当該クラス規則及びセーリング競技規則(以下、「RRS」という。)セーリング装備規則(以下、「ERS」という。)を採用するクラスにおいてはERSを熟知し、計測及び証明の経験の豊富な者を、クラス・メジャーとして推薦することができる。

クラス・メジャーに推薦される者は、連盟登録会員でなければならない。

連盟は、各クラス協会から推薦された者を、特段の事情のない限りクラス・メジャーとして承認し、認定する。

2 ERSを採用するクラスのクラス・メジャーは、次の場合に連盟等の開催するERS講習会を受講しなければならない。

(1) 新たにクラス・メジャーとして承認を受けようとする場合

(2) ERSが改訂された場合

3 ERSを採用するクラスにおいて、クラス協会はクラス・メジャーの中から若干名をオフィシャル・メジャーとして推薦することができる。連盟は推薦された者を、特段の事情のない限りオフィシャル・メジャーとして承認する。

第4条(受講料)

上記ERS講習会の受講料(講習料及び認定料)は、別途定める。

第5条(名簿登録)

本規程第3条により認定された者は、各認定資格に則して、メジャー登録名簿に登録され、名簿登録者は連盟公式ホームページに公示される。

第6条(認定の有効期間)

クラス・メジャーは認定後において、当該クラス規則が改訂された場合、改訂による更新を目的とする講習会等が当該クラス協会により開催される時点までメジャーの資格は有効とする。

2 ERSを採用するクラスのクラス・メジャーは、認定後において、ERSが改訂された場合、改訂による更新を目的とする講習会が連盟等により開催される時点まで、メジャーの資格は有

効とする。

第7条(更新要件)

クラス・メジャーとしての資格を更新しようとする場合は、

1. クラス規則の改訂に基づく各所定の更新講習会等を、当該改訂後1年以内に受講するものとする。
2. ERS採用クラスはERSの改訂に基づく所定の更新講習会を、当該改訂後1年以内に受講するものとする。
3. 上記の更新要件を満たさない者は、メジャーの資格は失効する。但し、海外勤務等により上記要件を満たすことが明らかに困難な場合には、申請により期間延長を認めることが出来る。
4. 更新講習会受講料(講習料及び更新認定料)は、別途定める。

第8条(公式計測員の職務)

クラス・メジャーは、その権限に従い、クラス規則及びRRSに定められた計測や検査を行う。
(証明の管理)

2. クラス規則に基づきクラス・メジャーは、その権限に従い、証明の管理に合格した後に証明書にサイン、あるいは証明マークを記入する。(証明する)
3. クラス規則に基づき証明書を作成し、管理し、交付(再交付を含む)するのは当該クラス証明機関(連盟または当該クラス協会)の責務である。
4. テーザー・クラス、セーリング・スピリッツ・クラス等「証明書」の発行されないクラスについては、必要に応じクラス規則及びRRSに定められた事項により、当該クラス艇の検査を行う。(維持する)

第9条(チーフ・メジャー)

各クラス協会はクラス・メジャーのうちから、チーフ・メジャー(計測委員長)を選任した場合は、連盟に届け出るものとする。

第10条(大会計測員)

大会計測員(あるいはERSを採用するクラスの大会においてはイクイップメント・インスペクター)は、当該大会のレース委員会によって任命される。

2. 大会計測員には、クラス・メジャー(可能ならばフル・メジャー)を含むことが望ましい。

第11条(その他)

ERS講習会は、連盟開催 連盟とクラス協会の共同開催 連盟の認定を受けクラス協会単独開催がある。受講者は、ERS資格取得者として連盟公式ホームページに公示される。

2. 国際セーリング連盟(ISAF)インターナショナル・メジャー候補者の推薦基準については、別途定める。

以上

附則

1. 2006年11月25日制定、2007年 4月 1日より施行
2. 2012年 9月 8日改訂
3. 2012年12月 8日改訂

公益財団法人日本セーリング連盟
I S A F インターナショナル・メジャラー (I M) 候補者の推薦基準

本基準は、I S A F の I M の資格認定申請をしようとする者 (以下、「申請者」という。) について、公益財団法人日本セーリング連盟 (以下、「連盟」という。) ワンデザインクラス計測委員会 (以下、「O D C 計測委員会」という。) の小委員会である I M 候補者推薦委員会 (以下、「推薦委員会」という。) が、推薦に関する適否を得ることに資するためのものである。

1. 推薦委員会の構成

- (1) 本委員会は、I M 候補者推薦申請があった場合、その都度 O D C 計測委員会委員長及び委員、インターナショナル・メジャラー及び連盟レース委員長並びにルール委員長等を含む 7 名の委員にて構成するものとする。
- (2) 推薦委員は O D C 計測委員長が任命する。
- (3) 推薦委員会の事務局として、O D C 計測委員会事務局がその任にあたるものとする。
- (4) 推薦委員会の構成員が申請者となる場合は、その者は当該年度の委員となることはできない。
- (5) 欠員を生じた場合には、上記 (2) により委員を補充するものとする。
- (6) 推薦委員会の委員長は、委員の互選により選任されるものとする。

2. 推薦委員会の機能

- (1) 推薦委員会は、提出された書類に基づき審査し、推薦基準に照らして適否を判断する。適否の結果は速やかに連盟理事会に報告し、適任者については、その承認を得るものとする。
- (2) 上記 (1) により理事会の承認を得た者については、I M の候補者として I S A F へ推薦するものとする。

3. 推薦基準

- (1) I S A F 規定の要件を満たしていること。
- (2) 当該クラス協会からの推薦を受けていること。
- (3) 連盟としての推薦基準
 - 計測の専門的知識及び技術に長けていること。
 - 人格・常識に欠ける点がないこと。
 - 連盟によって承認された公式計測員であること。なお、当該クラスが E R S 採用クラスである場合は、連盟等が開催する E R S 講習会を受講した公式計測員であること。
 - 日本に住んでいること。
 - メジャラーとしての活動の主たる場所が日本であること。
 - 過去 4 年間に 2 回以上、当該クラスの全日本選手権大会もしくは国内の主要な大会 (別表 1) の計測委員長もしくは委員長に準ずる者としての職務を経験していること。
 - 推薦委員会委員の 5 名以上の賛成が得られること。

4. 提出期限

申請年の 6 月末までに、申請に必要な関係文書を連盟事務局宛送付すること。

5. その他

- (1) 推薦委員会の細目については、O D C 計測委員長が定める。
- (2) 本基準は、平成 18 年 5 月 15 日から施行する。
- (3) 上記 3. (3) 連盟としての推薦基準 については、連盟ナショナル・メジャラー規程 (仮称) が制定・施行されるまでの期間は、適用を猶予する。

(4) 本基準は、平成24年12月 8日から改定施行する。

「別表 - 1」

国内の主要な大会とは、次のものをいう。

1. 国民体育大会
2. 国民体育大会リハーサル大会
3. 全日本実業団ヨット選手権大会
4. 全日本学生ヨット選手権大会
5. 全日本高等学校ヨット選手権大会
6. オリンピックウィーク
7. ナショナルチーム選考レース
8. インターナショナル・ジュリーを構成する大会
9. その他、ODC計測委員長が認める大会

公益財団法人日本セーリング連盟 計測委員会運営規則

計測委員会は、理事会より次の業務を委任される。本規則は公益財団法人日本セーリング連盟(以下、「連盟」という。)理事会の承認を受け、4年毎に改正される。改正時期はセーリング装備規則(以下、「ERS」という。)およびセーリング競技規則(以下、「RRS」という。)の改正時期と関連づける。

計測委員会の基本目的

計測委員会は計測技術の向上、統一性を図るための判断、計測員の教育制度などを含む連盟の計測に関する政策の立案及び業務を担当する。

計測委員会の業務

各クラス協会の自主性と協力体制を維持し、全てのクラスについて共通する基本的なテーマを優先的に扱い、資料・情報・教育の提供などの支援をすることを主要業務とする。

- 1) 日本国内の計測ルールに関する統一性を確保するための支援を行う。
 1. 国際セーリング連盟(以下、「ISAF」という。)などからの基本ルール・指針、国際的な動向、国内法(計測に関わる部分)などに関する迅速で正確な情報を入手し、会員、各クラス協会、加盟団体などに伝える。
 2. ISAFの発行するERSの保守管理および最新情報を全ての連盟団体(加盟団体、特別加盟団体を含む)に配布すると共に、その解釈に対して責任を持つ。
 3. 各クラスルールの解釈の統一性、正確性に対し、連盟として監督責任を持ち必要有れば指導及び協力を行う。
 4. 各クラス協会に、クラス規則・計測規則を毎年連盟計測委員会へ提出を求め、保管する。
- 2) 計測員の指導育成を推進し、認定を行う。
 1. ERSに基づく基本計測知識と計測技術の講習会、および計測シンポジウムなどを必要に応じ開催する。
 2. ERSが必要とされる各クラス協会に対し、計測員講習会にERS講習を組込むことを要請する。
 3. 各クラス協会に対し、公式計測員(オフィシャル・メジャー)名簿を毎年連盟計測委員会へ提出を求め、開示する。
 4. 当委員会は各クラス協会のチーフ・メジャーを各クラス協会の推薦に基づき、連盟理事会に承認を得る。
 5. インターナショナル・メジャーは、各クラス協会(ISAFクラスのみ)の申請に基づき、ISAF規定を満足できると判断された場合に、連盟理事会の承認を得て、ISAFに対し推薦する。
- 3) 大会計測に関する規則を別に定め、大会計測員の権限と責任を明確にする。
- 4) 連盟ホームページの計測委員会のページおよびJ-Sailingを利用し、迅速・正確な広報に勤める。

計測委員会組織と運営

1. 委員長は、委員をできるだけ15名以内で委員会を構成する。

2. 委員長は、任意に小委員会を構成することができる
小委員会は、10名以内で構成することを基本とする。
3. 委員会の基本的運営は、連盟委員会運営ガイダンスに従うものとする。

平成13年11月27日

計測委員会

委員長 福田義一

附則

平成24年12月 8日から改定施行する。

懸案事項

1. 外洋艇の扱い提案
外洋艇は現在クラス協会を編成していないが、暫定的に「外洋艇 計測委員会(仮称)」をクラス協会計測委員会的扱いとする。今後その取扱い細則を作り、連盟理事会に諮ることとする。
2. ERS講習会の扱い
原案では「ERSを基本とする基本計測知識と計測技術の講習会を受講し、その修了者に対し、連盟計測員認定書を発行する。」となっていたが、ERS講習だけでは役に立たず、各クラス協会計測員講習会と組み合わせないと、計測員となり得ない。ERS講習だけで「計測員認定書」を発行することには、無理がある。また、外洋艇に関しては、ERSは必要とされない。
3. 第3)項、大会計測にかかわる部分は、ルール委員会等に関連の検討を依頼中。

公益財団法人日本セーリング連盟 ワンデザインクラス計測委員会業務処理要領

- ．公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）・ワンデザインクラス計測委員会（以下、「ODC計測委員会」という。）のメンバーの構成
- 1．国内において活発に活動し競技艇数も比較的多いクラス協会の計測委員長（チーフ・メジャー）もしくは委員長に準ずる者で、当該クラス協会の推薦者。
 - 2．全日本学生ヨット連盟、全国高等学校体育連盟ヨット専門部等階層別団体からの推薦者で、当該団体の計測委員長もしくは委員長に準ずる者。
 - 3．47都道府県連のブロック分けである各水域（9水域）からの推薦者で、当該団体内で計測委員長もしくは委員長に準ずる者で、当該水域の推薦者。人数は各水域1名以内。
 - 4．国民体育大会を開催する都道府県（次回、次々回等）の国体計測責任者。
人数は若干名。
 - 5．ODC計測委員長の推薦者。
人数は若干名。
 - 6．アドバイザー
計測について特に専門的知識、経験あるいは技術を持った者で、ODC計測委員長からの推薦者。
人数は若干名。
 - 7．事務局
ODC計測委員長からの推薦者。但しODC計測委員の兼任もある。
人数は若干名。

上記の推薦者は原則として以下の要件を満たす者であること。

計測業務に精通し、指導力があること。

事務処理能力を有すること。（なおEメールアドレスを持っていることは、必須条件）

人柄温厚で協調性があり、飲酒の品行に問題がないこと。

年に1回ないし2回程度開催される定例会議に出席できること。

．ODC計測委員会の主な業務

- 1．公式計測員の承認・認定及び登録名簿等の管理。
- 2．公式計測員規程等計測関連規則等の管理。
- 3．セーリング装備規則（以下、「ERS」という。）改訂等に伴う翻訳業務等日本語版ERSの管理。
- 4．ERS講習会の開催。
- 5．ODC計測委員会公式ホームページの管理。
- 6．連盟登録スタンプ並びに連盟セール計測スタンプのデザイン等の管理。
- 7．各クラス協会等計測部門等との連絡・調整。
- 8．各クラス計測講習会開催の支援。
- 9．全日本選手権大会の大会計測実施の際の支援。
- 10．インターナショナル・メジャー（以下、「IM」という。）候補者推薦委員会の主管。
- 11．インハウス・メジャメント導入についての推進と管理。
- 12．国体並びにリハーサル大会等への計測担当競技役員派遣者の推薦と支援。
- 13．ODC計測委員長は毎年度連盟専務理事宛、翌年度事業計画書・予算計画書及び前年度事業報告書・決算報告書等を提出しなければならない。
また、任期毎に計測委員名簿・アドバイザー名簿及びIM推薦者委員会構成員名簿等を、連盟理事会宛提出する。

・連盟（主管ODC計測委員会）の業務について

1. クラス規則に基づく、MNA（連盟）としての計測証明書及びセール番号の交付等の業務については、連盟にそれらの業務体制が整えられるまでの期間、原則として当該クラス協会の計測担当部門に委託するものとする。
 なお、クラス協会計測担当部門は、ODC計測委員会に委員を推薦しているクラス協会の場合は、その委員をもって当該クラス協会の計測担当部門とする。
2. ウィンドサーフィン・クラスについては更にクラス分けがなされているが、ウィンドサーフィンの最高運営団体である日本ウィンドサーフィン連盟に委託するものとする。
3. 業務を委託されたクラス協会は実施した業務について、毎年度末までに連盟に報告するものとする。
4. 当該クラス協会が発行する計測証明登録証等に使用する連盟登録スタンプは、原則として連盟所定のスタンプを使用するものとする。

・公式計測員の認定・登録及び公示

1. クラス協会からの推薦

当該クラス協会は、「公式計測員規程」第3条に定める認定要件を満たす者を、クラス・メジャラーとして推薦する。

クラス・メジャラーには、メンテナンス・メジャラーとフル・メジャラーの2種類があり、受講した講習会のコース及び受講者の実績等により分けられる。

ODC計測委員会は、クラス協会から公式計測員として、承認申請があった場合は、特段の事情がないかぎり公式計測員として承認する。

ODC計測委員会事務局は、公式計測員として認定された者をメジャラー登録名簿（添付3）に登録し、連盟公式ホームページに公示する。

承認申請を行うクラス協会は、公式計測員推薦者名簿（添付2-1）及び推薦書（添付2-2）をODC計測委員会に提出する。

2. ERSを採用しているクラス協会からのオフィシャル・メジャラーの推薦

ERSを採用しているクラス協会の公式計測員（推薦者）の中からオフィシャル・メジャラーとして推薦された者は、ERSの「オフィシャル・メジャラー」として承認し、連盟公式ホームページに公示する。

但し、「オフィシャル・メジャラー」として登録されるには、連盟等が開催するERS講習会を受講しなくてはならない。

3. チーフ・メジャラー（計測委員長）の登録

クラス協会からチーフ・メジャラーの届け出を受けた場合、ODC計測委員会事務局はメジャラー登録名簿に登録する。

4. 認定料

公式計測員としての認定料は、1,500円とする。

5. 登録番号等

所属クラス団体 (3桁)	メジャラーの種類 (F/M)	番号 (4桁)	ERSオフィシャルメジャラー (OM)
□ □ □	- □ □ □	□ □ □ □	□ □ □ □

(1) 所属クラス団体コード番号

日本ソリング協会	055
日本470協会	057
日本フィン協会	058
日本スナイプ協会	059
日本シーホース協会	060
日本OP協会	061

日本F J協会	0 6 2
日本モス協会	0 6 3
日本5 0 5協会	0 6 4
日本ファイアーボール協会	0 6 5
日本レーザー協会	0 6 6
日本インターナショナル1 4フッター協会	0 6 7
日本トーネード協会	0 6 8
日本トッパー協会	0 6 9
日本K 1 6協会	0 7 0
日本ミラークラス協会	0 7 1
日本ナクラ協会	0 7 2
日本シーホッパー協会	0 7 3
日本ドラゴン協会	0 7 4
日本4 2 0協会	0 7 5
日本J 2 4協会	0 7 6
日本国際ヨーロッパ級協会	0 7 7
日本ウィンドサーフィン連盟	0 7 8
日本テーパー協会	0 7 9
日本エンタープライズ協会	0 8 0
日本ホビークラス協会	0 8 1
日本模型ヨット協会	0 8 2
日本4 9er クラス協会	0 8 4
日本シードスポーツ協会	0 8 7
日本2 9 e r クラス協会	0 9 2
日本メルゲス2 4クラス協会	0 9 3
日本ミニトン協会	2 0 0
セーリングスピリッツ協会	2 0 7
日本A級ディングー協会	2 1 4
日本イングリング協会	2 1 5
日本アクセスクラス協会	2 1 8
日本X - 3 5ワンデザインクラス協会	2 2 3
日本I R Cオーナーズ協会	2 2 7
日本オープンビッククラス協会	2 2 8
日本ORC協会	3 0 2

(2) メジャラーの種類 コード番号

フル・メジャラー	F
メンテナンス・メジャラー	M

(3) 番号

メジャラーの所属するクラス毎に、各々0 0 0 1から始まる一連の番号。

(4) E R S

E R Sを採用しているクラスのオフィシャル・メジャラーについては、そのコード番号としてOMを記す。

・ E R S講習会の準備

1 . 講習会の実施計画

- (1) 講習会の実施計画は、原則としてODC計測委員会が、講習会開催地県セーリング連盟等と協議し、E R S改正年の3月末日までに立案することが望ましい。
- (2) 講習会開催地は、原則として北海道、東北、関東、中部、近北、関西、中国、四国、九州等各

水域の中心地等とするも、受講希望者の多寡を参考に開催地を選定する。

- (3) 講習会の日程は、1日間実施とする。
- (4) 講習会の日程等について、連盟公式ホームページに公示する。
- (5) なお、ERS採用クラスについては当該クラス協会が実施する計測講習会の中にERS講習会を併催することで、ERS講習会として認定することができる。(講習会の開催については、ODC計測委員長と協議すること)

2. 担当者等の任命

ODC計測委員長は、講習会のための実施担当者及び講師を任命する。

3. 計画書及び予算書の作成

ODC計測委員長より任命された実施担当者は、担当する講習会についての計画書並びに予算書を作成し、ODC計測委員長の承認を得て、次の事項を行なう。

- (1) 会場の予約、必要な場合は講習会補助員の依頼、宿泊の斡旋・予約等を行う。
- (2) 担当講師と事前の打ち合わせを行なう。
- (3) 下記事項を含む講習会開催要項を講習会開催日の約2か月前までに公示する。

期日及び時間

場所(セール、艇体等が準備可能なヨットハーバーが望ましい)

受講資格

連盟会員登録証の写し

受講申込書は講習会開催日以前に実施担当者宛提出すること。また受講費用は講習会の当日に徴収する旨を記載しておくこと。

費用

イ) 受講料 4,000円(講習料 2,500円+認定料 1,500円)

ロ) クラス・メジャー講習会と併催される場合には、当該クラス協会登録料等が必要である旨、記載する。

ハ) 宿泊が伴う場合、宿泊費等について明示はするが各自払いの旨を記載しておく。

受講者が持参するもの

イ) 受講申込書(事前に提出出来なかった場合)

ロ) 連盟会員証の写し(事前に提出出来なかった場合)

ハ) ルール・ブック(RRS/ERS)

ニ) ISAFセール計測ガイド(ODC計測委員会ホームページより入手可能)

ホ) スチール・メジャー

ヘ) 鉛筆

ト) 筆記用具

チ) 受講料

リ) クラス・メジャー講習会が併催される場合は顔写真

(4) 上記受講申込書に基づき受講者一覧表を作成する。

(5) 講習会の関係資料、備品、器材等の用意

講習会資料(補助教材等、担当講師と打ち合わせて用意する。)

計測器材としての計測台、セール、メジャー等(担当講師と打ち合わせて用意する。)

受講者一覧表

受講申込書

筆記用具、はさみ、ホッチキス、2穴パンチ、定規、ファイル、領収証、ゴム印、印鑑、朱肉、スタンプ台、金銭出納帳、釣り銭名札、その他。

ERS講習会の実施

- 1. 受付にて出欠席の確認を行い、名札を発行する(各自に氏名及び所属団体名等を記入してもらう。)

と共に、資料等を配布する。

2. 実施担当者は、自己紹介および講師を紹介する。
3. 当日のスケジュール等を説明する。
4. 会場等により、必要な場合は昼食等の手配をする。

・ ERS講習会の報告と認定料の送金等

1. 実施担当者は、講習会実施報告書(添付3-3)を作成し、受講申込書(添付2-1)、受講者一覧表(添付3-1)と共に、ODC計測委員会事務局へ提出する。
2. 実施担当者は、ERS認定料(1,500円×人数分)をODC計測委員会事務局口座に送金する(なお、ODC計測委員会事務局は認定料を連盟本部会計口座へ送金すると共に、認定料等に関する会計報告書を提出する)
3. ODC計測委員会事務局は実施報告書等及び入金確認後、連盟公式ホームページに公示する。
4. クラス・メジャー認定についても上記同様とする。

・登録名簿などの整理・保管

1. ODC計測委員会事務局は、受講申込書、公式計測員推薦者名簿、推薦書、登録名簿、受講者一覧表、講習会実施報告書等の管理を行なう。
2. ODC計測委員会事務局は、クラス協会に委託した計測証明書及びセール番号の交付業務等について、当該クラス協会から報告を受けた場合は、その報告書等を管理する。
1. 資格を失った者、辞退した者、死亡した者等についての報告を受けた場合には、その者を登録名簿から削除する。
但し、資格を失った者については事情により一定の猶予期間を設けることができる。

・認定証の交付

1. 認定証の発行を希望する場合には、請求により交付する。
2. 交付を希望する者は、交付願い書(任意)を作成し、顔写真1枚と交付手数料1,000円を添えて、ODC計測委員会事務局へ提出する。
ただし、ODC計測委員長が特に認める場合には、認定証交付手数料を減免することができる。

・更新

1. 更新のための認定手続き・認定手数料等は新規認定時に準じて行なう。
2. 更新する者に対しては、公式計測員規程の更新要件に基づき認定し、メジャー登録名簿に登録する。
3. 更新のためのERS講習会
日程は1日間実施
受講料 2,000円(講習料 1,500円+認定料 500円)
ただし、ODC計測委員長が特に認める場合には、更新のための受講料を減免することができる。

X . 会計

1. ODC計測委員長は、年間予算計画書を12月上旬までに作成する。
2. 同予算計画書を基に、ODC計測委員長は連盟理事会に本部の予算計上を上申する。
3. ODC計測委員会事務局は、毎年4月末日までに決算報告書を作成、ODC計測委員長に提出する。

X . 付則(クラス協会等が開催するERS講習会)

1. 上記 . . . は連盟が開催するERS講習会について記載したものであるが、連盟とクラス協会の共同開催及び連盟の認定を受けたクラス協会単独開催のERS講習会がクラス協会計測講習会と併催される場合は、これら . . . を参考にして、連盟に対して必要な講習会の開催・報告等の

事務手続き等を行うものとする。

X .その他

- 1.平成18年12月 1日 制定、施行
- 2.平成21年 4月 1日 一部改定
- 3.平成24年 2月18日 一部改定
- 4.平成24年 9月 8日 一部改定
- 5.平成24年12月 8日 一部改定

以 上

E R S 講習会（新規・更新）実施要項

セーリング競技規則(RRS)は、レースに参加するすべての艇が、クラス規則に従っていること及び有効な計測証明書あるいはレーティング証明書を保持することを求めている。そして、クラス規則あるいは大会においてセーリング装備規則(ERS)が適用される場合には、証明の管理は、各国協会(MNA)によって認定されたオフィシャル・メジャーが実施し、大会における装備の検査は、当該レース委員会によって任命されたイクイップメント・インスペクターが行うこととされている。

日本において、連盟は「公式計測員規程」を定め、ODC計測委員会が主管して、公式計測員として、クラス・メジャーを認定し、更にオフィシャル・メジャーを認定することとした。

本ERS講習会は、クラス・メジャーとして認定されるための要件であり、また、ERSが改定された場合には受講しなければならない。

土曜日あるいは日曜日（標準型）

09:00	集合・受付
09:20	挨拶と説明
09:30	講義
11:30	昼休み
12:30	セール計測実習
14:30	休憩
14:40	艇体等計測実習
16:40	実習終了
16:50	解散

以下は受講者へ配布する実施要項には記載しない。

事務的なことは全て講義開始前もしくは昼休みに済ませること。

標準的な講習の内容

E R S とクラス規則について

用語及び定義の解説

計測証明の管理及び登録の方法

オフィシャル・メジャーとその権限

イクイップメント・インスペクターとその権限

計測実習

a) セール

b) 艇体 リグ その他搭載備品等

クラス・メジャー講習会が併催される場合は、当該クラス規則に定められた規定について講義・実習する必要があるため、更に3～4時間が必要である。

新規講習会のスケジュール

E R S 新規講習会時間割

土曜日

12:30	集合・受付
12:50	挨拶と説明
13:00	講義開始
14:45	休憩
14:55	講義
16:30	休憩
16:40	講義
18:00	講義終了
18:45	受講者交流会開始
20:30	交流会終了

日曜日

08:50	集合
09:00	講義開始
10:30	休憩
10:40	講義
12:00	講義終了

事務的なことは、全て講義開始前に済ませること。

交流会費用は実費徴収とする（予算の目安は、3,000円/1人以内）

更新講習会のスケジュール

E R S 更新講習会時間割

土曜日あるいは日曜日

09:00	集合・受付
09:15	挨拶と説明
09:25	講義開始
11:00	休憩
11:10	講義
12:00	昼休み
13:00	講義
14:30	休憩
14:45	講義
17:00	講義終了

事務的なことは、全て講義開始前に済ませること。